

小千谷市命綱固定アンカー普及促進事業補助金のご案内

小千谷市では、屋根の雪下ろし事故を未然に防ぐため、転落防止のための安全対策工事を行う方に対し、補助金を交付します。

【申請・問い合わせ】 建設課建築住宅係 ☎0258-83-3514 FAX 0258-83-2789
(市役所 3 階) ✉kensetu-kj@city.ojiya.niigata.jp

申請受付期間

令和 8 年 4 月 1 日（水） ～ 11 月 30 日（月）

※ただし、申込受付期間内であっても予算額に達した場合は受付を終了します。

補助金を受けることができる方

- 小千谷市内の戸建て住宅に居住している方で、当該住宅または附属建物に対象工事を行う方
- 市税等を滞納していない方
- ※過去に同じ補助金を受けたことのある方は、再度申請することはできません。

補助対象工事

- 命綱固定アンカー（命綱を固定するため、屋根等に堅固に固定する金具など）の設置工事
- 墜落防止柵の設置工事
- 上記工事と併せて固定はしごなどを設置する工事（はしごのみ設置の工事は対象外）
- ※命綱や安全带、ハーネス、ヘルメット、はしごなどの用具購入費用は対象外です。
- ※法人または個人事業主による工事が対象です。個人での取付工事は対象外となります。

補助金の額

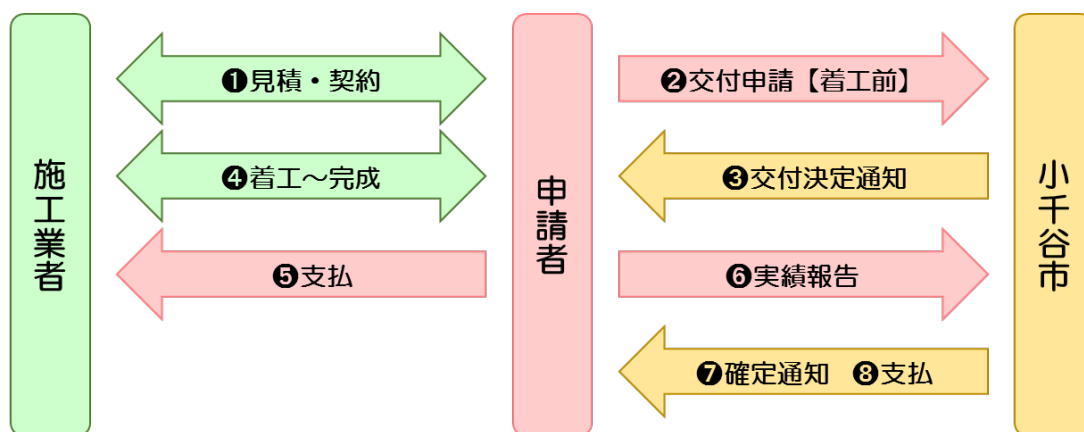
補助金の額は、下表の算定式により計算します。（千円未満切り捨て）

世帯区分	算定式	補助上限額
一般世帯	対象工事費の 1/2	15 万円
要援護世帯※	対象工事費の 9/10	27 万円

※要援護世帯の該当要件は裏面でご確認ください。



申請～交付の流れ



申請～実績報告の手続きについて

● 交付申請／【工事着工前】 申請期限：令和 8 年 11 月 30 日（月）

工事着手前の申請が必要です。

工事着手前に、下記の書類を提出してください。

- ☐ 補助金交付申請書 ☐ 市税等の未納のない証明書 ☐ 位置図
☐ 工事費見積書の写し ☐ 工事着工前の写真

※要援護世帯の区分に該当する方は、上記のほか、下記の書類も必要となります。

区分	提出する書類
高齢者世帯	☐ 世帯全員の住民票
障がい者世帯	☐ 世帯全員の住民票 ☐ 該当する手帳（または判定書）の写し
ひとり親世帯	☐ 世帯全員の住民票 ☐ 戸籍の全部事項証明書

● 実績報告／【工事完了・支払完了後】 報告期限：令和 9 年 3 月 19 日（金）

工事完了後、速やかに下記の書類を提出してください。

- ☐ 補助金実績報告書
☐ 工事請負契約書の写し（請書でも可）
☐ 領収書の写し（支払いが確認できるものであれば領収書でなくても可）
☐ 工事完了後の写真（工事の前後対比ができるもの）
☐ 振込口座の確認書類（通帳表紙裏面の写しなど）

※実績報告書が提出された後に書類審査を行い、確定通知を送付します。

補助金の振込日などは確定通知に記載しますので、ご確認ください。



要援護世帯の該当要件

要援護世帯は、下記の該当要件のいずれかに該当する世帯です。

区分	該当要件
高齢者世帯	ア 世帯全員が満 65 歳以上の方で構成されている世帯（一人暮らしを含む） イ 満 65 歳以上の高齢者と満 18 歳に達しない方（満 18 歳に達した以降最初の 3 月 31 日までの方を含む。以下この表において「児童」をいう。）のみで構成されている世帯 ア、イとも介護保険給付対象者については満 60 歳以上とする。
障がい者世帯	・ 世帯主が身体障害者福祉法施行規則に定める障がいの等級 1～6 級に該当する方である世帯 ・ 世帯主が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める障害等級の 1～3 級に該当する方である世帯 ・ 世帯主が知的障害と判定され、都道府県知事が発行する療育手帳又は知的障害者判定機関の判定書を持っている方である世帯
ひとり親世帯	・ 世帯主が母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない方で現に児童を扶養しており、世帯主以外の構成員が児童のみの世帯 ・ 父母のいない児童を養育している方で、世帯主以外の構成員が児童のみの世帯
その他	上記の要件が複合している世帯